参考様式第５－１号

令和8年11月4日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

笠間市長　山口　伸樹

市町村名 （市町村コード）	笠間市 （　08216　）
地域名 （地域内農業集落名）	旧南山内村地区 （　本戸、来栖、北吉原、南吉原、手越、上加賀田　）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年11月4日 （　第3回　）

注１:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注２:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

１　地域における農業の将来の在り方

（１）　地域農業の現状及び課題

・現状では地域の担い手で営農できているが、今後は担い手の高齢化が進み後継者もいないため、若い担い手の育成及び確保が必要。
・営農組合を地域の担い手で運営しているが、通年での業務がないため、安定した収入が保証できず、人手の確保が難しい。
・土地改良事業を行っていない農地については、不整形や水不足等の問題により生産効率が悪く、耕作が困難になっている。

（２）　地域における農業の将来の在り方

主に土地改良事業を行った農地について担い手への集約化を優先的に進めつつ、地域外からの認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進する。

２　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（１）　地域の概要

区域内の農用地等面積	395　~~396~~ ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	395　~~396~~ ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	- ha

（２）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地化を進めるとともに、担い手へ農地集積を進める。
（2）農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
（3）基盤整備事業への取組方針
現在のところは、新たに基盤整備事業に取り組む予定はない。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
市、農業協同組合、土地改良区等との相互の連携を強化し、多様な経営体の確保・育成に努める。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところは、農業支援サービス事業者への農作業委託を活用する予定はない。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携等	□	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									